

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 省略</p> <p>第3条 省略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の中欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第2欄に掲げる執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるものを含む。)を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条 省略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の中欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第2欄に掲げる執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するもの(利用特定個人情報のうち、生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるものを含む。)を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>